

監委公告第 3 号
平成31年1月21日

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

個別外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第252条の40第6項で準用する同法第252条の38第6項の規定により公表する。

目 次

個別外部監査の結果に係る措置

平成 29 年度	1
----------------	---

(関係条文)

・地方自治法第 252 条の 37 第 5 項

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

・地方自治法第 252 条の 38 第 6 項

前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

・地方自治法第 252 条の 40 第 6 項

第 199 条第 2 項後段、第 252 条の 37 第 5 項及び第 252 条の 38 の規定は、議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第 252 条の 37 第 5 項並びに第 252 条の 38 第 2 項、第 4 項及び第 6 項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

平成29年度 個別外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：平成24年度から平成27年度までの外来魚捕獲業務委託、外来魚稚魚捕獲試験業務委託及び外来魚駆除業務委託並びに平成25年度健全な内水面生態系復元等推進事業費補助及び平成26年度江津湖種苗放流事業に係る事務に関する事項～

総務局 契約監理部 契約政策課、行政管理部 総務課

指摘事項等	
<p><指摘事項（1）業務委託契約について></p> <p>① 平成26年度外来魚捕獲業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして随意契約を選択したこと（さらには、かかる選択を前提に、熊本市契約事務取扱規則第15条第1項第1号、同第14条第2項3号に該当するとして、見積徴取を1社としたこと）は、法令の適用を誤ったものと認められ不適正である。</p> <p>② 平成24年度外来魚捕獲業務委託、平成25年度外来魚（稚魚）捕獲試験委託、平成26年度外来魚捕獲業務委託、平成27年度外来魚駆除業務委託の各契約について、契約内容となる業務履行の確認がないまま、支払が行われているのは、地方自治法第234条の2に違反し、不適正である。</p>	
措置内容	措置日
<p>（契約政策課）</p> <p>(1) 契約事務マニュアルの改訂（記載内容の充実） 平成30年3月のマニュアル改訂において、指摘事項、留意事項を踏まえた記載内容の見直し（随意契約を適用する際に留意すべき点、契約に関する各種書類の位置付けの整理、仕様書作成・検査において留意すべき点など）を行った。</p> <p>(2) 契約事務調査会議委員を対象とした研修会の実施 毎年4～5月に、契約方法等の妥当性について審議、決定する各局の契約事務調査会議の委員全員を対象に、参加者同士が主体的に学び合う少人数（10名程度）での対話型の研修会を行うこととし、平成29年度は2月に実施した。研修内容は、随意契約を適用する際に留意すべき事項、契約方法、契約手続の合規性、妥当性の審査など。</p> <p>(3) 契約事務に係る相談窓口の活用促進 契約事務に係る相談窓口の活用について、改めて周知を図った。今後も適宜周知を図っていく。</p> <p>（総務課）</p> <p>(4) 事務処理の適正な執行について全庁に通知 事務処理に当たり、法令等を遵守するとともに、関係するマニュアル等を参照し、適正な事務執行を徹底する旨周知した（毎年度初頭に実施）。</p>	<p>平成30年4月2日</p>

平成29年度 個別外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：平成24年度から平成27年度までの外来魚捕獲業務委託、外来魚稚魚捕獲試験業務委託及び外来魚駆除業務委託並びに平成25年度健全な内水面生態系復元等推進事業費補助及び平成26年度江津湖種苗放流事業に係る事務に関する事項～

総務局 契約監理部 契約政策課、行政管理部 総務課

指摘事項等	
<p><留意事項（1）業務委託契約について></p> <p>② 契約書に仕様書が添付されていないか、添付されていても設計書に従った記載がないため、契約内容が不明確となり、結果的に業務履行の確認の不備に結びついている。不適正とまでは言えないが、今後、契約内容が契約書自体において明確となるよう留意されたい。</p> <p>③ 平成24年度外来魚捕獲業務委託、平成25年度外来魚（稚魚）捕獲試験委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当するとして随意契約を選択したこと自体については、不適正とまでは言えないが、熊本市契約事務取扱規則第15条第1項第1号、同第14条第2項第3号に該当するものとして見積書徴取を1者としたことは、公平・公正の観点から見て不適切であり、今後改善されるように留意されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>（契約政策課）</p> <p>(1) 契約事務マニュアルの改訂（記載内容の充実） 平成30年3月のマニュアル改訂において、指摘事項、留意事項を踏まえた記載内容の見直し（随意契約を適用する際に留意すべき点、契約に関する各種書類の位置付けの整理、仕様書作成・検査において留意すべき点など）を行った。</p> <p>(2) 契約事務調査会議委員を対象とした研修会の実施 毎年4～5月に、契約方法等の妥当性について審議、決定する各局の契約事務調査会議の委員全員を対象に、参加者同士が主体的に学び合う少人数（10名程度）での対話型の研修会を行うこととし、平成29年度は2月に実施した。研修内容は、随意契約を適用する際に留意すべき事項、契約方法、契約手続の法規性、妥当性の審査など。</p> <p>(3) 契約事務に係る相談窓口の活用促進 契約事務に係る相談窓口の活用について、改めて周知を図った。今後も適宜周知を図っていく。</p> <p>（総務課）</p> <p>(4) 事務処理の適正な執行について全庁に通知 事務処理に当たり、法令等を遵守するとともに、関係するマニュアル等を参照し、適正な事務執行を徹底する旨周知した（毎年度初頭に実施）。</p>	<p>平成30年4月2日</p>

平成29年度 個別外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：平成24年度から平成27年度までの外来魚捕獲業務委託、外来魚稚魚捕獲試験業務委託及び外来魚駆除業務委託並びに平成25年度健全な内水面生態系復元等推進事業費補助及び平成26年度江津湖種苗放流事業に係る事務に関する事項～

財政局 財務部 財政課

指摘事項等	
<p><指摘事項（2）補助金について></p> <p>平成26年度江津湖種苗放流補助金支出は、補助金制度を利用した、単なる公金の支出と認められ、法的根拠のない支出で不適正である。</p> <p><留意事項（2）補助事業について></p> <p>① 平成25年度健全な内水面生態系復元等推進事業補助については、事業計画審査、事業実績報告書審査ともに十分な検討がなされたとは言いがたい。この点、直ちに不適正とまでは言えないが、補助制度においても、経済性の審査や事業実績確認は必要であり、今後適切に運用されるよう留意されたい。</p> <p>② 平成26年度江津湖種苗放流補助金については、そもそも不適正であることは上記に述べたとおりであるが、それ以外にも、経済性の審査や事業実績確認についても不十分な点があり、今後適切に運用されるよう留意されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>適切な予算編成・執行の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予算編成方針」において、補助金の公益性や費用対効果等について十分検証する旨周知するとともに、「予算の執行について（通達）」（※財政局長通達）においても、予算流用や補助金及び交付金の執行について留意すべき事項を再度徹底した。 ・事業の必要性・有効性（費用対効果）等について確認するため、補助金に係る予算査定に際し、補助金の目的、必要性等を明らかにする補助金等評価シートの提出を求めることとした。 	平成30年4月1日

平成29年度 個別外部監査結果に対する措置状況報告書

～テーマ：平成24年度から平成27年度までの外来魚捕獲業務委託、外来魚稚魚捕獲試験業務委託及び外来魚駆除業務委託並びに平成25年度健全な内水面生態系復元等推進事業費補助及び平成26年度江津湖種苗放流事業に係る事務に関する事項～

総務局 行政管理部 総務課

指摘事項等	
<p><留意事項（1）業務委託契約について></p> <p>① 事業の予算決定、事業内容の決定手続において、事業の必要性・有効性（費用対効果）の観点からの検討が不十分であり、不適正とまでは言えないが、今後改善の必要がある。</p> <p><意見></p> <p>① 本件業務委託及び補助事業に関連して事務事業の不適正、不適切が生じた原因については、熊本市議会議員を務める北口和皇氏が、同時に本件委託業務の受託者ないし補助事業の被補助者である熊本市漁業協同組合の代表者を務めており、かつ、かかる立場の議員の働きかけに対して熊本市担当者が迎合して事務事業を実施したことから、予算措置や事業決定における審査が不十分となり、業務確認・実績確認が不十分となったことにあると認められる。</p> <p>② 北口氏の働きかけ等については、議員としての立場、権限の逸脱濫用であり、また、地方自治法第92条の2にも抵触しているとの懸念が強くもたれるものであって、本来あってはならないものである。</p> <p>③ 熊本市及び熊本市議会におかれては、今回の不適正、不適切な事務事業がなされた原因について、十分認識のうえ、今後、同様の自体が生じることのないよう、適切な処置を講じられたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>議員等からの要望等に係る組織的対応に関する基本方針策定</p> <p>議員等からの要望等を受けるに当たって、統一かつ組織的な対応を行い、公平公正な公務の執行を行うため、職員の姿勢及び手続き等について必要な事項を定めた「議員等からの要望等に係る組織的対応に関する基本方針」を制定し、平成30年4月から運用を開始した。</p>	<p>平成30年4月1日</p>